



協発第240318-04号
令和6年3月18日

一般社団法人日本病院会
会長 相澤 孝夫 様

全国健康保険協会
理事長 北川 博康



保健事業の協力依頼について

日頃より、全国健康保険協会（以下「協会」という。）の事業運営に特段のご配慮ご理解及びご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

当協会では、医療保険者として加入者の健康保持・増進を図るために、特定健診・特定保健指導等の保健事業を実施しているところです。令和6年度からは特定健康診査等基本指針において国から示された令和11年度の協会けんぽの目標値を踏まえ、第4期特定健康診査等実施計画を策定し、特定健診実施率70%、特定保健指導実施率35%の達成に向けて、本部と支部が協力連携して、保健事業をより一層推進することとしています。

特定健診は、特定保健指導対象者等を抽出するためのスクリーニングであり、特定保健指導によって生活習慣の改善を促すこと等が保険者の責務であると考えておりますが、これらを着実に実施するためには、健診機関の協力が必要不可欠です。

つきましては、以下について趣旨をご理解いただき、貴会会員へ周知いただきますようお願いいたします。

1. 生活習慣病予防健診における付加健診対象年齢の拡大等

付加健診は、腹部超音波検査や眼底検査等を含み、生活習慣病予防健診の一般健診と同時にご利用いただくことで、より一層充実した健診となります。令和6年4月から、付加健診について、現行の40歳、50歳に加え、45歳、55歳、60歳、65歳、70歳も対象年齢に追加します。

また、健診実施率の向上のため、令和5年度から生活習慣病予防健診等の自己負担を大幅に軽減しております。ひとりでも多くの方に受診していただくため、協会加入者や事業主等から当協会の健診以外の申し込みを受けた際には、生活習慣病予防健診の利用をご案内していただきますようお願いいたします。

2. 事業者と健診機関による定期健康診断等（事業者健診）データの提供

取得した事業者健診データの利活用を図るため、令和6年10月（令和6年4月健診受診者）から、未治療者に対する受診勧奨の対象者を拡大し、これまでの生活習慣病予防健診受診者に加え、事業者健診データを取得した者も対象とすることから、データの早期取得が一層重要となります。また、40歳未満の事業者健診データについても、マイナポータルへの情報連携等を行うため、令和6年度から収集を開始します。厚生労働省から示された事業者と健診機関との契約書ひな形の活用は進んでおらず、生活習慣の改善が必要な方に特定保健指導を利用していただく機会を確保するとともに、早期に医療機関への受診が必要な方に受診を促すためにも、事業者健診データを迅速かつ確実にご提供いただきますようお願いいたします。

3. 健診当日の特定保健指導初回面談の実施

健診当日に特定保健指導の初回面談を実施することは、加入者の利便性の向上に加え、健康意識が高まっている機会に働きかけを行うことができるため、生活習慣の改善効果がより一層期待できます。現在、特定保健指導を委託している健診機関における健診当日の初回面談実施率は約16%に留まっており、さらに底上げを図っていきたいと考えておりますので、健診当日の特定保健指導の実施に努めていただきますようお願いいたします。

4. 第4期特定健診・特定保健指導の見直しに伴うシステム改修等の点検

健診機関では、第4期特定健診・特定保健指導に対応するためシステム改修等を実施されていると存じますが、当協会では、健診機関から報告される健診結果データの誤り等が発生している状況を踏まえ、すべての生活習慣病予防健診実施機関に対して、第4期特定健診・特定保健指導の見直しに伴うシステム改修等の点検を実施しています。

保健事業に関する事務処理誤りは、加入者の健康・生命に関わる重大な事案になり得ることから、予防措置が特に重要です。健診結果データ等の誤りを発生させないためにも、システム改修等の状況について十分に確認していただきますようお願いいたします。